

平成31年第1回置戸町議会臨時会

平成31年2月18日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
日程第 4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
日程第 4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○出席議員（10名）

1番 前田 篤 議員	2番 澁谷 恒 壹 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 佐藤 勇 治 議員
5番 阿部 光 久 議員	6番 岩藤 孝 一 議員
7番 小林 満 議員	8番 石井 伸 二 議員
9番 嘉藤 均 議員	10番 佐藤 純 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町 長 井上 久 男	副 町 長 和田 薫
会 計 管 理 者 渡辺 登美子	総 務 課 長 深川 正美
産 業 振 興 課 長 栗生 貞幸	施 設 整 備 課 長 大戸 基史
総 務 課 総 務 係 長 芳賀 真由美	総 務 課 財 政 係 長 湊 美保

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 高 橋 一 史

臨 時 事 務 職 員 中 田 美 紀

議 事 係 長 今 西 美 紀 子

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成31年第1回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 岩藤孝一議員及び7番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第1号から議案第2号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から

◎日程第4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてまで

○佐藤議長 日程第3、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）から日程第4、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてまでの2件を一括議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第1号は、平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）でございます。議案の内容につきましては、産業振興課長ほか、施設整備課長が議案の説明を申し上げます。続きまして、議案第2号につきましては、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について。議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 議案第1号について説明いたします。

平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,227万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正については、別紙の平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）で説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）、別添のとおり）

○佐藤議長 次に、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を定め、北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

規約の制定並びに廃止の要旨につきまして説明いたします。

北海道市町村事務組合は、8市129町15村。107一部事務組合によって構成されております。この目的は、市町村・一部事務組合等の非常勤消防団員及び非常勤職員

等の公務災害に関する賠償補償を担当する事務となっております。

今般、総務省から地方自治法上、複合一部事務組合は、市町村及び特別区しかこれを設置することが出来ず、道が構成員になっております、石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに道が構成員となっている、一部事務組合を構成とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的一部事務組合である総合事務組合に加入出来ないという指摘を受けて助言があったところでございます。すなわち、これによりましてこの組合から脱会すべき内容となっておりますが、一方で事務処理の効率性の観点に鑑み、先程申し上げました、企業団につきましては、今後とも市町村総合事務組合に委託をして行っていきたいという意向が示されたところでございます。このことを踏まえ、北海道市町村総合事務組合の規約を変更し、石狩東部広域水道事業団、石狩西部広域事業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成員から除くと共に、当該3団体にかかる事務処理の委託を受けられるよう改正をする内容となっております。この改正につきましては、現在、違法状態となっている指摘もありますことから、全文改正を行うために、従来の規約を廃止し新たに制定するものとなっております。更に、29年度、30年度中に名称変更があった組織、団体につきましても、今回の改正により明記することとなっております。

本議案の方にお戻り下さい。詳細は、新旧対照表の方に記載しておりますが、この新しい規約につきましては、15条構成になっておりまして、従来の14条構成に今回、第14条、事務の受託部分の項目を増やしてございます。

第14条 組合は、地方自治法第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項に規定する事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

この条項を増やし、従来の14条を15条に繰り下げしたものでございます。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

以上、説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第1号から議案第2号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）から、議案第2号 北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止についての2件を一括議題とし、質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書（第7号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、2項道路橋梁費。
質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 建設機械管理に要する経費というところでお伺いをしたいんですけども、タイヤショベルの修繕ということですけども、このタイヤショベルは取得後、何年ぐらい経過をされていて、耐用年数と言いますか、何年ぐらい使用を目的とした機械ですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 購入したのが平成17年11月21日となっております。ちなみに、走行距離につきましては、5万8,000キロ。走行時間といたしましては、8,413時間。これは、平成29年度末のデータです。耐用年数につきましては、機械の使用頻度等あるので何年と言うのは明確にお答えできないんですけども、通常、建設機械で20年ぐらいを目安というふうに考えておかしくはないと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○嘉藤議員 20年ぐらい使える機械ということだと思いますけども、聞いた話によると、北海道にはこの機械は3台ぐらいしかないような話もありますし、あまり台数が少ないという事で部品の供給の心配のようなどころも随分あるような話も聞いておりますけども、今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議員がおっしゃられるとおりで、この機械を製造している会社自体は合併されていて、そういうような状況で今回、修繕にあたって壊れている部分を分解してその部分を直すのか、それとも、それ自体シャシ一体型にして取り替えた方がいいのかっていう事で、後は時間との緊急性もあって今回一体物として購入するという事で、510万位かかるという事になっております。今後につきましては、ちなみにこれを購入するとなるといくらぐらいかかるかという事で聞きましたところ、プラウ、大型のロータリー込みで大体2,800万円という事なので、こういう形で修繕して延命していく、今のところはそういう措置で対応していこうというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤委員 農業費でお聞きします。この圃育成センターの屋根の崩壊という事で、29年の1月の降雪でという事なんですけど、現実的にこれは、それから年数経過しているんですけど、もう改修が終わったんですか。それとも、これから改修するという事なのかどうかという事と、この全体の事業費がいくらで補助率が1,700万の補助という事なんですけど、交付金という事なんですけど、全体の事業費と、これから改修するのか。それとも、終わっているものに対する交付金なのか、その辺の確認をお願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまご質問のありました、まず一点目の方の、工事の状況についてでありますけれども、先程ご説明申し上げましたとおり、工事は本体の改修と、それから、ネットを張るという2つの工事に別れておりますけれども、いずれも昨年の10月までに工事については完了をしております。それから、今回の事業費ですけれども、2つ合わせて総体では、約1,300万円程度になっております。失礼しました。1億3,000万円程度になっております。ただし、屋根につきましては、これは改修の中身と関係あるんですが、地域づくり総合交付金の方では、やはり元の原形復旧だけでは対象にならないという事と、それから、元のままに復旧する事でまた再度の崩落が心配をされるという事で、今回は機能強化という事で、積雪深の方を64センチから100センチに想定した構造に引き上げたという事での増工分として約3,500万円。それから、ネットを張り付ける工事費の方で500万円の合わせて、4,000万円程度が対象事業費として計算をされてございます。これから、消費税の分を除きまして、一般的には2分の1の支援をいただけるんでありますけれども、その時の他からの要望額等々合わせてですね、今回については、2分の1に更に9割程度という事で、45%ぐらいの補助金が交付をされております。結果、1,700万円という形になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。14款道支出金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 普通交付税でお聞きします。昨年の7月に交付額が決定しているわけですが、現在、差し引き、何回か補正予算で留保財源という事で調整しているわけですが、今回、2,000万円の追加という事ですが、これを含めて差し引きですね、今現在ですね、どれぐらいの残高、留保財源が残っているのかということと、交付税全体でいけば、特別交付税も基本的には3月末で確定するわけですから、ちょっとこの辺についてはまだ見込みしかないと思うんですけど、まだ普通交付税の今の残高がどの程度留保されているのかという事と、今後ですね、特別交付税の歳入の、あくまでも見込みにしかならないと思うんですけど、ちょっと今年は全国的にいろんな災害があつて特別交付税のですね、見込みがかなり厳しいんでないかという報道があるわけですが、その見込み2点についてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 まず一点目でございます。詳細の数字は後程お知らせいたしますが、留保財源といたしまして、現在、8,000万円程度まだ留保財源として普通交付税として持っております。特別交付税につきましては、2億3,000万円を計上しており

ますが、（佐藤議員から2億1,000万円との声あり）すみません、後程確認いたします。まだこれについては、交付決定、3月の特交の大幅ないつもの交付決定が見られておりませんのでまだ未定ですが、予算額としては、当初予算どおりの計上を見込んでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 9時54分

再開 9時56分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先程の答弁漏れについて総務課長から答弁させます。

総務課長。

○深川総務課長 普通交付税の交付決定額につきましては、現在、22億2,923万2,000円となっております。特別交付税につきましては、交付済額が7,933万6,000円で、議員ご指摘のとおり、総額予算は2億1,000万円の訂正でございました。見込みにつきましては、除雪費等も今後見込まれることから、当初予算どおりの2億1,000万円で本町、現在計上しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）から、議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止についてまでの2件を一括討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第2号までの2件について討論を終わります。

○佐藤議長 これから、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）から、議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止についてまでの2件を採決します。

まず、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第1号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時59分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長高橋一史が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
